

令和7年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(Ⅰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 彦根市 】
令和7年度に実施した取組の内容及び成果と課題
1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等) ・外国人児童生徒等教育担当者配置校教員 7名 ・支援対象児童生徒在籍校担当者 20名 ・日本語指導担当者 18名 ・外国人児童生徒等支援員 5名 ・市教育委員会担当者 2名
2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること (1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営 ・「日本語指導が必要な児童生徒の支援に関する研修会」開催。(7月) ・彦根市多文化共生推進会議にて、大学、ボランティア団体、市人権政策課等関係者を交え、彦根市の外国人児童生徒等の現状と課題を整理し、指導・支援の在り方について協議。(11月) (2)学校における指導体制の構築 ・拠点校にコーディネーターを配置し、拠点校がモデル校として本事業の適切な実施を行い、その指導体制や実践を外国人児童生徒等が在籍する学校の日本語指導担当に共有。 ・市教育委員会指導主事が各校を訪問し、担当に聞き取りを行うなどし、実態に合わせた指導を行った。また、日本語指導支援員、外国人児童生徒等支援員への指導の実施。 ・7月の研修会は、日本語指導の担当のみならず、学級担任や外国人児童生徒等支援員等の、対象児童生徒に日々関わる教員も含めて広く周知し、参加してもらえるよう設定。 (3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施 ・5月：日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校の担当者を対象に、「個別の指導計画」作成についての説明を市教委担当者が行い、各校より「特別の教育課程編成・実施計画」の提出。 ・7月：講師を招き、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校の担当者や学級担任等を対象に、外国人児童生徒等への支援の在り方についての研修会を開催。その中で、「特別の教育課程」による日本語指導についてもご教授頂いた。 ・3月：各校より「特別の教育課程編成・実施報告」の提出。 (4)成果の普及 ・多文化共生担当部局等と、現状・成果・課題等について情報共有。支援・指導体制の充実に向けた取組に理解をいただくとともに、民間団体の日本語教室の活用や連携について助言をいただいた。 ・日本語指導や外国人児童生徒の受け入れについて、体制整備や支援方策が進んでいる学校の情報を、コーディネーターを活用するなどして、市内の別の学校に伝達。 ・県の研修会での交流などで、外国人児童生徒等教育の現状や取組について他市町担当者と情報交換。 (7)ICTを活用した教育・支援 ・日本語指導が必要な児童生徒の学習者用端末に学習アプリを導入し、一人ひとりに合った学習段階の教

材を選んで、学習を進められるようにした。

- ・翻訳アプリを活用し、意思疎通や学習内容の理解を図る一助とした。
- ・外国人保護者との面談や懇談の際に、市役所において、遠隔システムを活用して通訳を行った。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・県費による日本語指導非常勤講師の派遣対象外となる、日本語指導が必要な児童生徒が1名のみの小・中学校へ、3名の日本語指導支援員を週1回（1～2時間）で派遣。また、来日して間もない外国人児童生徒が在籍する小学校（4校）にも日本語指導支援員を派遣し、ていねいな初期指導に努めた。
- ・入国後間もない児童生徒の保護者や、日本語に通じない保護者に対して母語支援を実施。
- ・ポルトガル語、ベトナム語に対応できる支援員により、必要な学校に文書翻訳を中心に母語支援を実施。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

- ・「日本語指導が必要な児童生徒の支援に関する研修会」を開催し、外国人児童生徒への日本語指導や受け入れ方法に関する支援の在り方について学びを深めた。
- ・各校の実践や課題を交流し研修を行うことで、地域全体の指導・支援の質が向上した。
- ・さまざまな立場の方々と、外国人児童生徒を含む支援体制の課題を共有することで、地域の実情を理解し、地域ぐるみの指導・支援体制の更なる充実に向けて考える機会となった。
- ・日本語指導を必要とする児童生徒の数が増加し、年度途中の新規編入（入国）や多言語化も進んでいる中で、それに対応するための支援体制の整備が求められる。
- ・地域社会においては、外国にルーツを持つ人々への支援を考えるだけでなく、ともに共生社会を築く視点を持つことが重要である。

(2)学校における指導体制の構築

- ・コーディネーターと市教委が連携して指導や支援体制の構築を促進した結果、外国人児童生徒等の少数在籍校においても、日本語指導の充実が図られた。
- ・市内の日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校では、一人ひとりの状況に応じた日本語指導体制の構築が進んでいる。
- ・日本語指導担当教員と在籍学級担任との連携の重要性を継続して研修等で発信することができ、担任の意識向上に繋がっている。
- ・年度途中の転入に対して、対象校や関係機関と連携して迅速に対応し、指導を進めることができた。
- ・年度途中に来日するケースに対しては、児童生徒や保護者が日本での生活に早期に慣れて、安心して学校生活を送るために、受け入れ体制や指導体制の充実、そして担任の日本語指導力向上が今後さらに重要となる。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- ・「特別の教育課程」の作成により、外国人児童生徒等の実態に応じた指導の充実が図られた。
- ・「特別の教育課程」の活用により、担任と支援員等が情報を共有し、効果的な指導方法を考え、見直しをもって指導にあたることができるようになった。
- ・研修の実施を通じて、「特別の教育課程」による日本語指導の作成方法や評価、要録への記載方法について理解が深まり、より有効的な活用への意識が向上した。
- ・「特別の教育課程」をうまく活用している学校と、意義が理解されず形骸化している学校が存在する。
- ・「特別の教育課程」による個別の指導目標の達成率が82.8%と昨年度から大きく上昇した。これまで課題としていたこの項目に対して、適切な目標設定やそれに向かう指導の在り方について見直しが図られた結果と言える。

(4)成果の普及

- ・多文化共生担当部局と成果や課題を共有し連携を図るとともに、市の多文化共生推進会議で小中学校での児童生徒の様子や支援体制を発信することで、市全体でのサポート体制の推進に繋がった。また、他部署の取り組みについても情報交換を行い、適切な役割分担や重層的な支援体制の構築に向けて協議を進めることができた。
- ・市内の横のつながりを活かした効果的な取り組みが波及し、市内での支援の平準化に繋がった。

- ・多文化共生推進会議等での情報共有や協議を基に、市全体として支援体制を整備し、部署間で連携を図りながら進めていく必要がある。
- ・先進的な取り組みや効果的な実践事例について、市内で積極的に広げるため、研修の機会を活用して発表の場を設定したい。
- ・他市町で実施している取り組みを参考にし、不十分な点を吟味しながら、より適切な支援体制の構築を進める必要がある。

(7) ICTを活用した教育・支援

- ・日本語能力が未熟な段階でも、日本語の学習と並行して、教科の学習に取り組むことができたり、学年を遡った内容の学習ができたりした。
- ・翻訳アプリを活用して、日本語に通じない児童と日本語しか話せない児童の間に授業中や休み時間にコミュニケーションを図る姿が見られた。
- ・市の通訳では対応しきれない言語を話す保護者との円滑なコミュニケーションが可能になり、効果的な支援が行えた。
- ・市役所における遠隔システムを活用した通訳については、保護者や学校の教員に市役所まで足を運んでもらわなくてはならない。
- ・日本語習熟状況に合わせた学習アプリのインストールにより、自分の力に応じて学年を遡って学習に取り組むことはできるものの、母語での学習はできない。母語での学習に対応していれば、より高レベルの学習に取り組むことができる可能性があると感じた。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・日本語指導が必要な児童生徒が1名しか在籍しない学校にも日本語指導支援員を派遣することで全ての学校で日本語指導を実施できた。
- ・年度途中での来日による編入に対し、日本語指導支援員の活用機会が増え、初期指導が適切に行えた。
- ・入学式等の行事と重なった際でも、常勤・非常勤の支援員で通訳業務を担当する体制が整い、児童生徒や保護者の安心に繋がった。
- ・翻訳や通訳を通じた母語支援、また来日間もない児童生徒に対する重点的な日本語指導により、当該児童生徒や保護者が安心して学校生活に適應できた。
- ・多国籍化、多言語化が進み、翻訳の対応ができない言語が複数ある。
- ・来日間もない場合、学校生活だけでなく生活全般において保護者への支援が必要で、就学援助等の申請に関するやり取りで支援員のサポートが求められることがある。

本事業で対応した幼児・児童生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	人 (園)	117 人 (14校)	52 人 (6校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		100 人 (14校)	45 人 (6校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

- ・年度途中で転入する児童生徒が増加することが予想されるため、受け入れ体制や指導体制を充実させ、日本語指導担当および担任の日本語指導力向上を図る必要がある。
- ・市内の外国人の転出入状況を定期的に把握し、未就学の児童生徒が発生しないように努める。
- ・「特別の教育課程」の活用状況にばらつきがあり、有効的な活用について、研修を通じて啓発を行う。
- ・日本語指導や外国人児童生徒等の受入について、効果的な取組を研修等を通じて広めていく。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。